

## 保育園での与薬についてのお願い

かぜや胃腸炎の流行する時期、薬を持参する園児が増えています。お子さんの薬は、本来は保護者が家庭で与えていただくものですが、どうしても保育時間内での与薬が必要な場合に限り、『内服薬依頼書』または『外用薬依頼書』にて申し出があったうえで、保育園の担当者が保護者に代わって薬を与えることが出来ます。しかし薬の扱いが増えると日常の保育業務の中で、安全に与薬を行うことが困難になり誤与薬事故につながる可能性が高くなります。

そこで保護者の皆さまにお願いです。

お子さんが医療機関にかかった場合は、主治医にお子さんの保育時間を伝え、必ず保育時間内に薬を飲まなければならないかご相談ください。

例えば、

- ① 2回投与（朝、夕）にする（保育時間帯での与薬なし）。
- ② 3回投与が必要な場合も 朝・降園後・寝る前の与薬が可能か確認してください。

そのうえでどうしても保育時間中の投与が必要と主治医が判断した場合のみ、園での与薬を行います。その場合は

- ① 『与薬に関する主治医指示書』を受診時に持参し医師に記入してもらう。
- ② 『内服薬依頼書』または『外用薬依頼書』を保護者が記入する。

①と②を保育園に提出する。

①・②の書類がそろっていないと保育園での与薬はできません。

裏面の  
与薬に関する注意事項もご確認下さい



## 与薬に関する注意事項

- (1) 指定の『与薬に関する主治医指示書』（主治医記入）・『内服薬依頼書』または『外用薬依頼書』（保護者記入）に必要事項を記載し、薬と一緒に添付してください。依頼書の薬の内容は医療機関よりもらった「処方箋説明書」等から書き写して提出してください。依頼書に未記入があると、薬をお預かりした後でも、与薬ができない場合がありますのでご注意ください。
- (2) 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、また保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません（市販薬・及び処方箋の投薬期間が過ぎているものは一切お預かりしません）
- (3) 薬は1回分ずつ小分けし、袋や薬瓶に必ずお子さんのフルネームを記入してください。当日使用1回分のみお預かりします。（薬瓶は病院で数十円で分けてもらえます）
- (4) 薬は名前を書いた小さな布製のきんちゃく袋に入れて、『内服薬依頼書』または『外用薬依頼書』と共に保育士に必ず手渡ししてください。連絡帳にも薬のあることを記入してください（かばんに入っているだけでは与薬できません）。
- (5) 座薬の使用は行いません。
- (6) 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない薬は、保育園としてはその判断ができませんので原則はお預かりしません。
- (7) 慢性の病気（食物アレルギー・気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎など）の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針（厚生労働省）によって、子どもの主治医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。あらかじめ保育園にご相談ください。
- (8) お子さんの状況によって（激しく拒絶する・吐く等）は与薬ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。